最終更新日：2015年11月30日

株式会社不動テトラ
代表取締役社長　竹原 有二
問合せ先：管理本部　総務人事部　TEL：03-5644-8506
証券コード：1813
http://www.fudotetra.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

コーポレートガバナンスは、企業経営の健全性と効率性を高めるための意思決定の仕組みないし会社運営の規律であり、その充実・強化は、当社グループのステークホルダーの権利、利益の尊重と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、当社グループの経営理念の実現を目指し、持続的な成長・発展を図るために取り組むべき最優先の経営課題の一つであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-1】（招集通知の英訳）
現時点で株主総会招集通知の英訳を実施しておりませんが、平成28年6月開催の定時株主総会から招集通知の一部（狭義の招集通知及び株主総会参考書類）の英訳を実施します。また、株主総会招集通知の全体の英訳については、引き続きその実現に努めてまいります。

【原則3-1（5）】（経営陣幹部の選任と取締役・監査役の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明）
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の指名の理由については、株主総会招集通知の参考書類に記載しておりますが、その他の取締役候補者、監査役候補者については開示しておりません。
平成28年6月開催の定時株主総会の取締役、監査役の選任議案から、招集通知株主総会参考書類において、全ての候補者について個々の指名の理由を記載する予定です。

【補充原則3-1-2】（英語での情報の開示・提供）
当社ホームページに掲載している情報について、順次、英訳での開示・提供の拡充に努めてまいります。

【補充原則4－2-1】（経営陣の報酬のインセンティブ付け）
現在の取締役、経営陣幹部の報酬の決定の方針、手続は、後記（コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【3－1（3）】に記載）の通りです。
今後、取締役、経営陣幹部の報酬の決定の方針、手続を含め、取締役、経営陣幹部の報酬制度全般につき、平成28年6月までを目途に見直しを行う予定です。

【補充原則4-8-1、補充原則4-8-2】（独立社外取締役の有効な活用）
現在、独立社外取締役は1名ですが、独立社外取締役の複数化はコーポレートガバナンスの強化・充実に有効であると認識しており、新しく会社の機関設計として認められた監査等委員会設置会社への移行や任意の委員会など新たな仕組みの導入を含め、当社のコーポレートガバナンスの強化・充実の観点から最善のあり方、仕組みを検討しており、平成28年3月までにはその結論を得たいと考えております。
現状では、独立社外取締役は、取締役社長との意見・情報交換会の開催や取締役会事務局を通じて、経営陣との連絡・調整を行い、また監査役との意見・情報交換会を開催するなどして、監査役との情報の交換・共有を進めておりますが、今後、社外取締役の複数選任化の検討に併せて、複数の独立取締役における情報交換・認識共有、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備について改めて検討します。

【補充原則4-10-1】（指名・報酬に関する独立社外取締役の関与・助言）
今般、平成27年11月30日開催の取締役会で新たに決定した経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、後記（コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【3-1（4）】に記載）の通りです。
次期の取締役、監査役の候補者の指名、経営陣幹部の選任から、定められた方針、手続に従って実施します。
また、報酬に関する独立社外取締役の関与・助言については、前記（コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則4－2】、【補充原則4-2-1】に記載）の通り、経営陣の報酬制度全般の見直しのなかで検討します。

【原則4-11】、【補充原則4-11-3】（取締役会の実効性の評価と結果の概要の開示）
現状では、取締役会による取締役会全体の実効性の分析・評価と結果の概要の開示は実施しておりません。
今年度中には、毎年1回の取締役会全体の実効性の分析・評価を実施するよう制度化し、平成28年6月開催の定時株主総会の開催までに取締役会全体の実効性の分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
1．政策保有株式に関する方針
当社は、取引先と良好な関係を築きあげ、事業を円滑に推進するため、政策保有株式として、取引先の株式を保有することがあります。
政策保有株式につきましては、受注機会の拡大、経営資源の安定調達、技術・商品開発の促進等での取引関係の強化により得られるリターンと投資額の妥当性及び保有に伴うリスク等を総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、取得や継続保有の可否を判断しております。
2．政策保有株式に係る議決権行使の基準
政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が株主価値を大きく毀損する懸念がある場合、あるいはコーポレート・ガバナンスに支障を及ぼす懸念がある場合を除いては、会社提案に肯定的な判断をいたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)
当社と関連当事者との取引については、当社及び当社の株主共同の利益を害するおそれがあり、取締役会は、法令及び会計基準を踏まえ、適切な手続を定め、これを監視することとしております。
会社と取締役との利益相反取引については、法令に基づき取締役会の事前の承認を得たうえ、事後に重要な事実を取締役会に報告することとしております。
監査役、執行役員との利益相反取引については、取締役との利益相反取引の手続に準じます。その他の関連当事者との取引(子会社との通例的な取引を除きます)については、一定の金額以上の取引については、事前に取締役会の承認を得るものとし、一定の金額未満の取引については、社内の決裁手続を経ることとしております。
なお、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、取締役会に報告することとしております。

【原則3-1.(1)】(会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画)
当社グループの経営理念、経営方針及び行動規範については、当社ホームページに掲載し、開示しています。
当社グループの中期経営計画(2015－2017 年度)及び資本政策に関する基本方針については、当社ホームページに掲載し、開示しています。
(http://www.fudotetra/ir/ir-governance.html)

【原則3-1.(2)】(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)
1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書のIの1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
2. コーポレートガバナンスに関する基本方針
当社グループの経営理念の実現に向け、次の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの実効性、透明性を高めるとともに、当社グループに最適なコーポレートガバナンスのあり方を永続的に追求していく方針です。
(1)株主の権利及び平等性が確保されるよう適切に対応します。
(2)株主、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの権利・立場を尊重し、公正かつ適正に事業活動を実践します。
(3)法令等に基づく開示を適切に行うとともに、ステークホルダーにとって有用な任意の情報の開示・提供にも積極的に取り組みます。
(4)株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの健全性及び収益性、効率性の向上に向け、取締役会、監査役会がそれぞれの役割・責務を適切に果たします。
(5)株主との建設的な対話を促進します。
なお、現在、新しく会社の機関設計として認められた監査等委員会設置会社への移行を含め、当社のコーポレートガバナンスの強化・充実の観点から最善のあり方、仕組みを検討しており、この結果を踏まえ、コーポレートガバナンス全般に係る指針の策定を検討する予定です。

【原則3-1.(3)】(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続)
現在、取締役の報酬については、固定部分と業績比例部分で構成され、具体的な金額は、株主総会で承認された総額の範囲内において、役位、ランクに応じた一定の基準に基づき、業績の結果及び今後の見込みなどを考慮して、決定することを方針としております。
各取締役の報酬の具体的な金額の決定の手続は、取締役会の決定により、取締役社長に一任され、取締役社長が前記の方針、基準に従い、決定しております。
経営陣幹部の報酬については、取締役の報酬決定の方針、手続に準じて決定しております。
取締役、経営陣幹部の報酬については、現状でも業績を考慮した報酬としておりますが、今後、中長期的な業績と連動する報酬の適切な設定や社外取締役の手続への関与のあり方を含め、取締役、経営陣幹部の報酬制度全般につき、平成28年6月までを目途に見直しを行い、次期の取締役及び経営陣幹部の報酬から新たな報酬決定の方針、手続に従い、実施する予定です。

【原則3-1.(4)】(取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続)
当社は、取締役会において、取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針と手続を次の通り定めております。
(1)取締役候補者の指名の方針、手続
当社の取締役会の構成、規模の考え方を踏まえ、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役及び執行役員の職務執行を監督するという取締役会の役割、職責に貢献できる人物を取締役候補者として指名します。
取締役候補者は、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の決議により指名します。
なお、取締役候補者の指名案は、取締役社長が事前に社外取締役の意見、助言を得たうえ、作成します。
(2)監査役候補者の指名の方針、手続
取締役の職務執行等を監査するという監査役及び監査役会の役割、職責に照らし、この職務を適切に遂行できる人物を監査役候補者として指名します。また、少なくとも財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上指名します。
監査役候補者は、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の決議で指名します。ただし、事前に監査役会の同意を得ます。

【原則3-1.(5)】(取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明)
前記(コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則3-1(5)】に記載)に記載の通りです。
また、当社の経営陣幹部の個々の選任の理由については、平成28年6月開催の定時株主総会後から当社ホームページに掲載して開示する予定です。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)
当社は、監査役会設置会社として、会社法及び定款において取締役会で決定すべきとされている事項について、「取締役会規程」により、取締役会の決議事項と定め、その具体的な範囲、基準について、別に「取締役会の決議・報告基準に関する細則」によりその詳細を定めています。この取締役会の決議事項以外の業務執行の意思決定が取締役社長に委任され、このうち重要事項については、取締役社長の業務執行を補佐する審議機関である経営会議の審議を経ています。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準)
当社は、社外取締役に期待される役割、職責に鑑み、その独立性を実質的に担保するため、取締役会の決定により、その独立性の判断の基準を定めております。
取締役会は、この基準に抵触する者は独立性がないと判断することとしております。
当社が定める社外取締役の独立性判断基準は次の通りです。
(1)東京証券取引所が規定する独立役員の独立性基準
(2)当社の会計監査人、顧問弁護士など当社と継続的な委託契約関係にあるコンサルタント、会計専門家及び法律専門家(これらの者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
(3)当社の大株主の業務執行者、非業務執行者
(4)当社からの多額の寄付先及びその業務執行者、非業務執行者
(5)当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者

(6)上記に過去10年間において該当していた者
(7)過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者
(8)上記のずれかに掲げる者の近親者(配偶者、二親等内の親族

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
取締役会は、その職責に鑑み、様々な経験、専門性を有する多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選する考えです。
当社の取締役会の規模については、現行定款は15名以内と定めておりますが、現行の機関設計、会社規模等を踏まえ、取締役会がその多様性、継続性を確保しつつ、その役割、責務を効果的に果たすためには、現状では10名以内(うち社外取締役2名以上)が適切と考えております。
なお、当社の現行の取締役員数は6名(うち社外取締役1名)となっております。

【補充原則4-11-2】(兼任状況)
当社の取締役、監査役の他の上場会社の兼任状況は、事業報告書の社外役員の状況(重要な兼職状況)及び有価証券報告書の役員の状況(略歴)に記載しています。
(http://www.fudotetra/ir/ir-governance.html)
なお、当社は、取締役、監査役の他の上場会社の役員の兼任は、原則として当社以外に2社までとしております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性について分析・評価とその結果の概要)
前記(コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【4-11】、【4-11-3】に記載)の通りです。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
社外取締役、社外監査役を含めた取締役、監査役は、その職責を十分に果たすため、必要な知識、スキルの修得、更新などの自己研鑽に努め、会社は、そのための研修の機会、必要な情報の提供、斡旋を行い、これらに係る費用を負担するなどして、取締役及び監査役に関するトレーニングを実施し又はこれを支援します。
具体的には、取締役、監査役のトレーニングに関し、就任時及び就任後において、取締役、監査役の役割、責任、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、内部統制その他重要な経営課題等について、社内研修の機会を設け、または外部研修等を斡旋するなどの取組みを行います。
特に新任の社外取締役、社外監査役に対しては、当社の事業・組織、経営理念、方針・計画、業績・財務の状況、当社の事業環境、経営課題などについて、研修の機会を設け、または、必要に応じ工事現場、その他の施設の視察の機会を設けます。
なお、毎年、取締役会において、会社の取締役、監査役に対するトレーニングの取組み状況等を報告することにしております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針)
株主との建設的な対話は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであり、以下の体制、方針により、その促進に努めてまいります。
(1)取組みの体制
株主との対話、IRについては、担当取締役が全体を統括します。これらの対応にあたり、総務人事部(広報、総務、法務担当)、企画財務部(企画、経理、資金担当)が連携、協力して活動を進めます。
(2)取組みの方針
当社は、株主総会を株主との重要な対話の機会と捉えており、取締役社長による事業報告および説明、質疑応答などを通じて、株主との建設的な対話の促進を図っています。
ホームページ上にIRサイトを設け、情報発信の充実を図り、財務情報にとどまらず、自社の経営理念、経営方針、資本政策、配当政策、コーポレートガバナンスなど経営全般に関する情報や環境・社会活動に関する情報など非財務情報の提供に努めます。
株主・投資家の要望に応じて、IRミーティングの開催に努めます。
株主・投資家から寄せられた意見、要望等については、取締役会に報告し、経営にフィードバックするよう努めます。
株主との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはいたしません。決算情報(四半期決算情報を含む)の漏えいを防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,473,100	8.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,365,800	4.05
新日鐵住金株式会社	4,062,520	2.23
日鉄鉱業株式会社	3,409,000	1.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,261,015	1.79
日本証券金融株式会社	2,214,600	1.22
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,158,700	1.19
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,124,860	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,765,500	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,760,400	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

———

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

———

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永田　靖一	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永田　靖一	○	該当事項なし	企業の役員を歴任されたことによる、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有することなどを総合的に勘案し、社外取締役に選任しております。現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、かつ、特に独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、会計監査人による会計監査に随時立会い、また監査計画、監査報告、レビュー結果について会計監査人より報告を受けるとともに、相互に監査計画、監査実施状況、監査の結果等について意見、情報を交換し、相互の連携を図っております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、内部統制監査及び内部監査を実施する内部統制部門を設置しており、定期的に業務全般を審査し、業務の適正性や妥当性をチェックしております。監査役と内部統制部門とは、毎月1回の定期的な打ち合わせの場を持つなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の捗状況等について、情報や意見を交換しております。また、その内容について代表取締役社長へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中津　伸一	他の会社の出身者										△			
植村　公彦	弁護士										○			
寺澤　進	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中津　伸一		新日本製鐵（現：新日鐵住金）株式会社の出身者であり、当社は同社との間に、建設工事の受注や資機材の調達等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業の役員を歴任されており、企業経営について豊富な経験などを総合的に勘案し社外監査役に選任しております。
植村　公彦		弁護士法人御堂筋法律事務所の社員であり、当社は同法人との間に、顧問契約の締結、その他の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	法律専門家としての知見、経験及び他社での監査役としての経験などを総合的に勘案し社外監査役に選任しております。

寺澤　進	○	該当事項なし	公認会計士として専門的な知見および実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役に選任しております。現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、かつ、特に独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額の範囲内において、業績を考慮した報酬としております。
本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1．(3)】(取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)に記載しておりますのでご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期
取締役に支払った報酬　7名　　111百万円
監査役に支払った報酬　4名　　44百万円
合計　　11名　155百万円(うち社外4名32百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1．(3)】(取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)に記載しておりますのでご参照ください。
なお、取締役報酬の総額については、株主総会において、年額250百万円の範囲内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の付議・報告資料については、原則として、招集通知とともに会日の3日前までには配布し、社外取締役、社外監査役に対し、必要に応じ、事前説明を行うこととしております。
社外取締役、社外監査役の職務を補助するため、総務部門及び内部統制部門の要員がこれにあたることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人の各会社機関によって構成されております。
取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、又は各取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の

職務の執行を監督しております。
　各取締役は、法令、定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令・定款への適合性に関し、相互に監視を行っております。
経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、定められた一定の事項については、経営会議（原則として毎月１回開催）の審議を経て執行しております。
　業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督の下、各執行役員の役位、担当業務を定め、執行責任を明確化し、業務を執行しております。また、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告するため、全執行役員を構成員とする執行役員会を定期的に開催しております。
　委員会として、全ての取締役を含めたメンバーで構成する、内部統制委員会（内部統制、リスク管理およびコンプライアンスに関する諮問機関）を設けております。
　当社グループの役員、社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他監査役と協議して定める事項について、監査役または監査役会に報告しております。また、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査役に対し監査役監査等において必要な事項につき報告を行うとともに、取締役会、経営会議、執行役員会、内部統制委員会など重要な会議において、内部統制システムの整備・運用状況を含め、重要な経営事項について監査役と情報を共有しております。
　取締役社長は、監査役と定期的に懇談会を開催する等、事業計画、業績などを含む広範な経営課題について監査役との情報や意見の交換に努めており、取締役は、監査役が作成した監査方針、監査計画に従い監査役の職務が適切に行われるよう、体制の整備に留意しております。総務部門及び内部統制部門の要員は、監査役の指示に従い、監査役補助者として監査業務を補助することとしております。また、監査役補助者の独立性を確保するよう、監査役補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役会の同意を得て行い、人事考課についても、監査役は意見を述べることができることとしているとともに、監査役は、その職務の補助に関し、監査役補助者へ直接指揮命令することができ、監査役補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査役に指示事項の進捗を報告しなければならないこととしております。なお、監査役の職務の執行上必要と認める費用については、監査役の申請に基づき予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要であると認められる費用を負担することとしております。
　監査役会は、原則として、毎月１回開催し、監査に必要な事項について承認、協議しております。
　監査役に対しては、重要な会議の出席、資料・議事録の配布や会議の資料、議事録、決裁文書、内部統制関連文書など会社の重要文書の全てを閲覧できる文書管理システムなどにより、継続的に経営・業務に関する情報の提供を行う環境を整えております。また、監査役と協議して定めた重要事項については、適宜、報告しております。
　会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人との間に会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、会計情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。監査業務の執行は、公認会計士 若原 文安 氏（継続監査年数４年） 及 橋本　裕昭 氏（継続監査年数２年)により行われており、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士４名、その他10名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業特性、経営規模などを考慮し、当社と関係のある全てのステークホルダーへの信頼を高め、経営の健全性を確保しつつその効率性の向上を図る観点から、現状の体制を採用しております。
　取締役の経営監督機能につきましては、取締役会、経営会議および執行役員会のほか、経営の重要事項に関し複数の取締役で構成する各種の委員会を設置し、取締役相互の監督・監視機能の充実を図っているほか、文書管理システムを用いた稟議・決裁文書を含む情報の共有化によって業務執行のモニタリングが確実に実施できる環境を整備しております。
　独立性のある社外取締役１名を選任し、取締役に対する監督機能を強化するとともに、経営に関する豊富な知識、経験を活かし、客観的・中立的な立場から経営に対する適切な助言、意見が得られる体制としております。また、監査役４名のうち３名の社外監査役には独立性が高く、会計、財務、法律、経営の分野において豊富な知識、経験を有する方を選任し、取締役の職務執行の適正性について「経営判断の原則」に照らして、客観的・中立的な立場で意見、助言をいただくなど、経営を十分に監視できる体制を整えております。
　さらに、社外取締役の監督機能及び監査役の監査機能の強化とその実効性を確保するため、社外取締役及び監査役に対し取締役会の資料を開催日の３日前までに提供し、必要に応じ事前に説明するとともに、会計・業務処理および文書管理システム等の閲覧権限を確保することなどにより情報の共有化と監督・監査環境の整備を図っております。社外取締役及び監査役はこれらを活用しつつ、取締役社長との懇談会では事業計画や業績を含む広範囲な意見交換や経営をモニタリングすることとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前の発送を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる「第一集中日」を回避した会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	「電磁的方法による議決権行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	議決権行使の結果につき、賛否を含めて、当社ホームページに公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適時開示に関する基本方針（ディスクロージャーポリシー」を定め、当社ホームページに掲載し開示しております。 （http://www.fudotetra/ir/ir-governance.html）	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の財務情報、適時開示情報、招集通知等の株主総会関連情報その他IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部　総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重するための行動規範を制定し、当社グループに適用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、諸活動を推進するとともに、当社ホームページにCSRレポートを掲載し、実施状況を報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主との建設的な対話は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであり、「株主との建設的な対話に関する方針等」を定め、、その促進を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指している。これらを実現するために、基盤となる法令遵守の徹底と業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保を図る。金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を確保すべく、当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備、運用、評価およびその継続的改善を計画的、効率的に推進するための方針を取締役会において決議している。なお、平成27年5月1日付をもって、同決議の内容を一部変更している。

2. 整備状況

(1)コンプライアンス体制

・当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンス基本規程に基づき取締役社長を委員長とする内部統制委員会を中心に継続的に当社グループの法令遵守体制の整備、拡充を図っている。
・各部門、部署の責任者は、業務が法令、社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努めており、内部監査部門は、当社グループの業務監査等により業務上の法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告することとしている。
・コンプライアンス基本規程に基づき、原則として子会社のコンプライアンス推進責任者を指名し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みの周知徹底を図っている。
・当社グループの役員、社員を対象とした、企業倫理ヘルプラインを設置し、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を受け、必要な措置を講ずる体制を整えており、内部通報の状況等については、内部統制委員会及び監査役に適宜報告を行うこととしている。なお、企業倫理ヘルプラインについては、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用している。
・継続的に、関係法令の遵守を目的とした研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充し、コンプライアンス体制の強化を図っている。
・反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図っている。

(2) リスク管理体制

・リスク管理基本規程に基づき、内部統制委員会を中心にリスク管理マニュアルに従い、全社でリスクマネジメント活動(リスクの抽出、評価、対策の実施)を推進している。
・内部統制部門が全社のリスクマネジメントの企画及びモニタリングをしている。
・リスクマネジメントに関する重要事項については取締役会に報告している。
・リスク管理基本規程に基づき、原則として子会社のリスク管理推進責任者を指名し、子会社のリスクマネジメント活動を管理している。
・危機管理基本規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図っている。なお、重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は、緊急時の対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応が行える体制を整備している。

(3)情報管理体制

・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書及び契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、取締役会規程、文書管理規程及びその他の社内規程に基づき、適切に保存、管理している。
・重要な会社情報については、法令、取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示している。
・情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図っている。

(4)子会社の業務の適正性を確保するための体制

・当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理している。
・関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づけている。
・子会社管理部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会及び経営会議においてその方針を決定し、または報告している。
・子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、定期的に子会社の社長会を開催するなどして、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、その旨倫理規範に明記するとともに、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関および顧問弁護士と連携し、情報の共有化や反社会的勢力排除条項のある各種契約約款の使用及び反社会的勢力を当社グループの取引から排除するための業務ルール(マニュアル)を定めることなどにより、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し、運用を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示体制の整備

当社は、倫理規範およびこれを実践するための企業行動指針において、「透明な企業会計と情報開示」を定め、適時開示に関しては、「株主、投資家等に対し、関係法令等に従い、正確な会社情報を適時かつ適切に開示する。」ことを基本方針としております。
また、併せて、リスク管理基本規程に基づき、適時開示に関するリスクを把握・評価し、その対応を決定するとともに、全社コンプライアンス計画に基づく内部情報の管理、適時開示を含めた教育研修の実施等により、周知・啓蒙を行っております。

2. 適時開示を執行する体制

当社は、内部情報の管理、内部情報の公表、役職員の遵守すべき事項および役職員が行おうとする上場会社等の特定有価証券等の売買の規制について「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を定めており、本規則に基づき、情報管理責任者およびその事務局を設置し、内部情報を利用した不公正取引の未然防止を図っております。
また、適時開示規則上開示が求められている会社情報（内容、担当部署等）を各本部および子会社に周知し、適時開示すべき会社情報が発生したとき、または発生しそうなときは、速やかに情報把握担当部署、情報管理事務局および情報管理責任者に報告され、会社として早期かつ的確な情報の把握することができる体制や適時開示のための手順と役割分担等の実務上の体制を適時開示マニュアルに定め、会社情報を適時かつ適切に開示する体制を整えております。
なお、「決定事実・決算情報」については、所定の会議体（取締役会または経営会議）の承認後、「発生事実」については、発生後、速やかに開示することとしております。
これら、内部情報の管理および適時開示体制の整備・運用につきましては、内部統制部門が監査することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制図

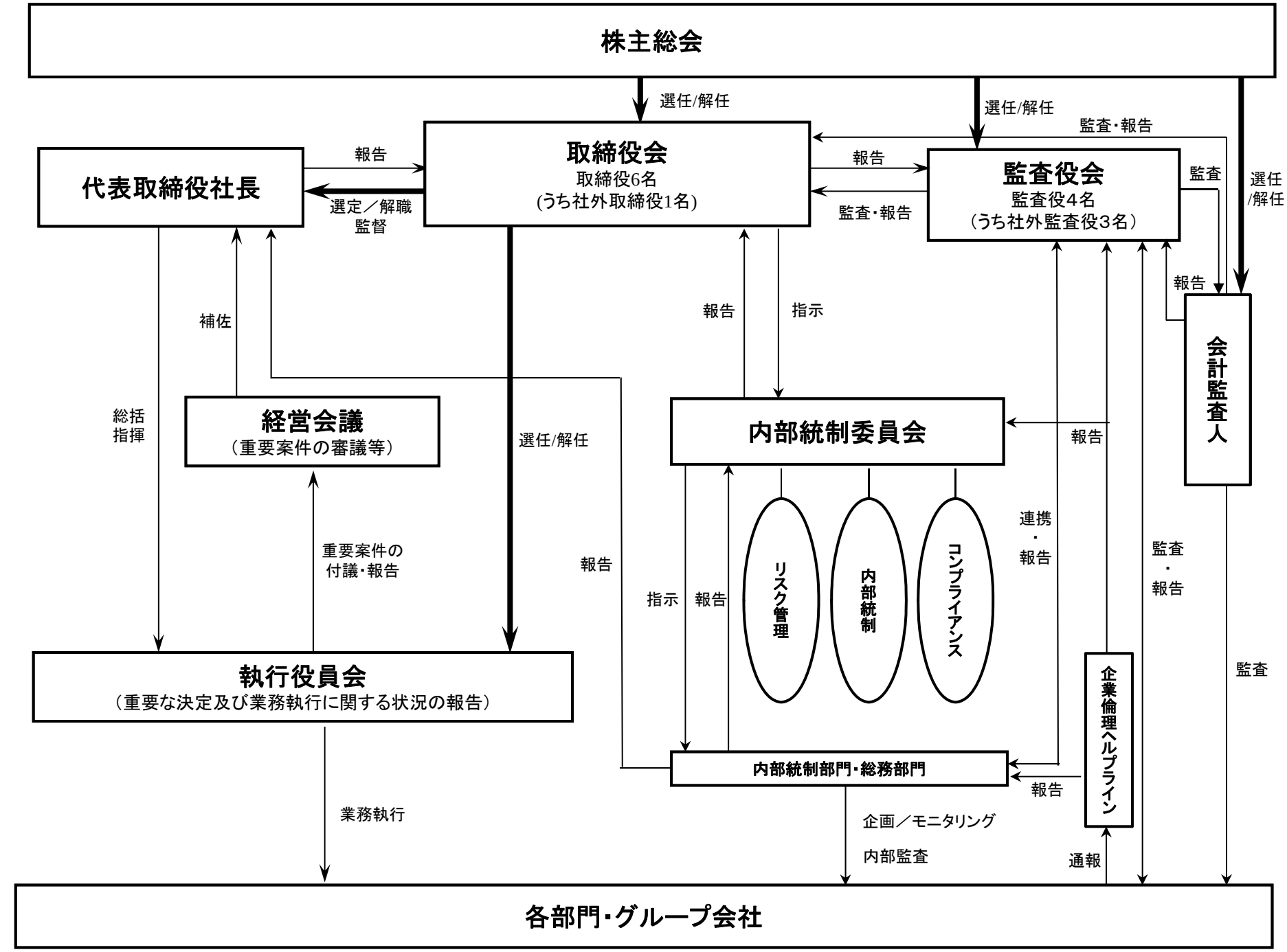

適時開示体制の概要図

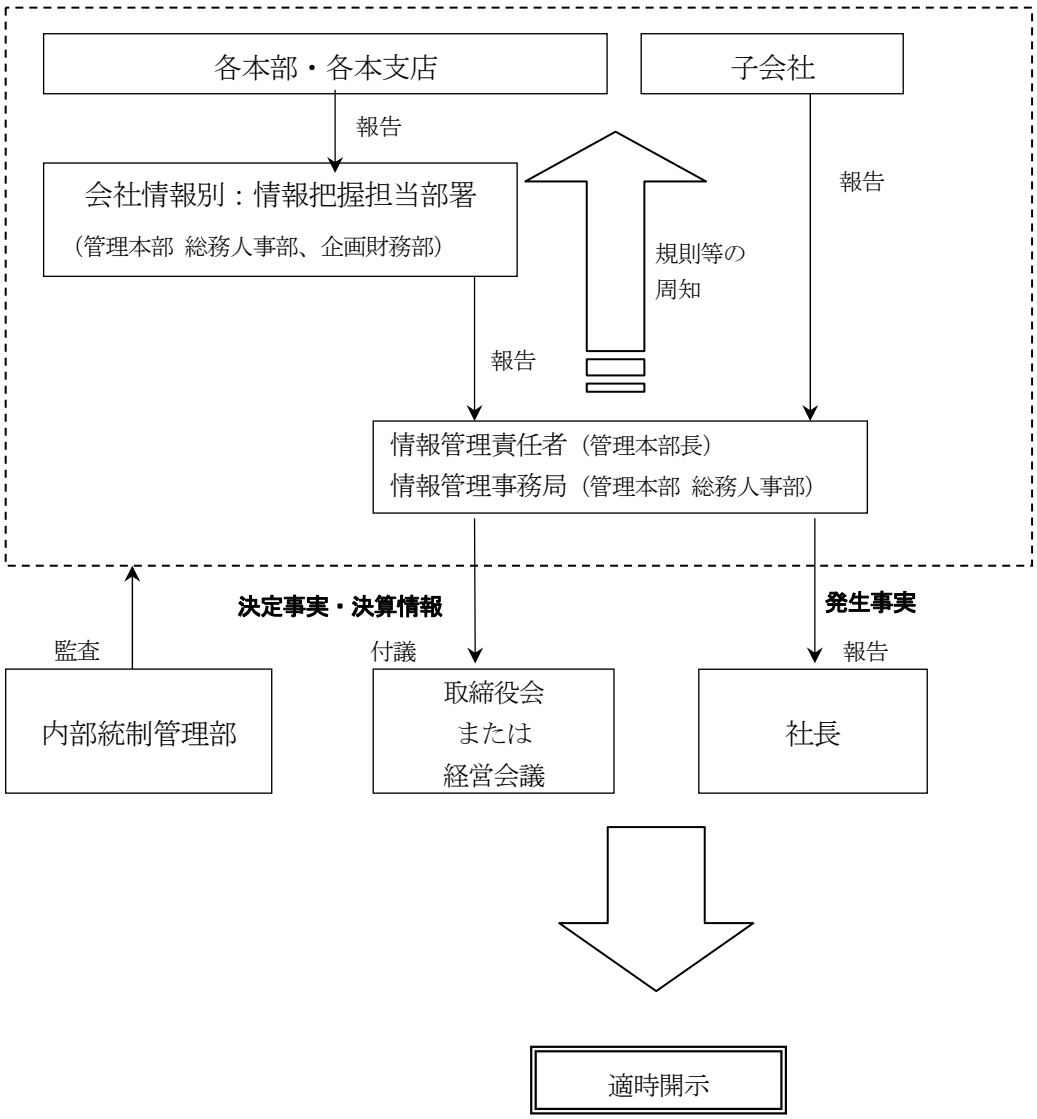
各本部・各本支店
子会社
報告
会社情報別：情報把握担当部署
（管理本部 総務人事部、企画財務部）
規則等の
周知
報告
報告
情報管理責任者（管理本部長）
情報管理事務局（管理本部 総務人事部）
決定事実・決算情報
発生事実
監査
付議
報告
内部統制管理部
取締役会
または
経営会議
社長
適時開示